市税などの滞納者に対する補助金などの制限について

問い合わせ先 駅南庁舎債権管理課 TEL 0857-20-3435 FAX 0857-20-3403

本市では、財政の健全化と市民負担の公平性、公正な市政運営を図る観点から、滞納者を生み出さない取り組みを行っています。

その方策の一つとして、市税などの滞納者の入札参加、市営住宅入居申し込みなどに制限を行っていますが、改めて補助金、貸付金、融資などの制限について整理し、今年度からは次のとおり実施することになりました。

■対象者　個人、法人または団体

■納付状況を確認する税・料など

① 市税、② 国民健康保険料、③ 後期高齢者医療保険料、④ 介護保険料、⑤ 保育所保育料、⑥ 下水道使用料、⑦ 下水道受益者負担金

■制限の対象となる補助金、貸付金、融資など

名　称	担当課	電話番号
福祉施設等整備促進資金貸付金	高齢社会課	0857-20-3451
地域介護・福祉空間整備事業補助金		0857-20-3454
地域医療介護総合確保基金事業補助金		
食品加工産業育成事業補助金	経済・雇用戦略課	0857-20-3249
環日本海等アンテナショップ支援事業補助金		
ふるさと産業規模拡大等事業費補助金		
小規模事業者経営改善資金利子補助金		0857-20-3222
創業チャレンジサポート事業補助金		
大型空き店舗入居促進補助金		
新規創業・開業支援事業補助金		
まちなか・コミュニティビジネス支援補助金		
障がい者雇用奨励金		0857-20-3134
観光産業育成支援事業補助金	観光戦略課	0857-20-3227

名　称	担当課	電話番号
ビジネスマッチング支援事業補助金	企業立地・支援課	0857-20-3223
中小企業海外展開支援事業補助金		
企業立地促進補助金		
情報通信関連企業立地促進補助金		
大量雇用創出補助金		
農地流動化加速的推進事業助成金	農業振興課 生産流通振興室	0857-20-3238
街なか空き家改修支援事業補助金	中心市街地整備課	0857-20-3278
空き家等除却事業補助金	建築指導課	0857-20-3282
水洗便所改造資金融資あっせん	下水道経営課	0857-20-3304
合併処理浄化槽設置整備事業補助金		0857-20-3923
自然エネルギー等導入促進事業費補助金	生活環境課	0857-20-3218
低公害塵芥車導入促進事業補助金		0857-20-3217

■現行どおりの制限とする事業

	名　称	納付状況を確認する税・料など	担当課	電話番号
助成金の交付	国民健康保険人間ドック事業	国民健康保険料	保険年金課 健診推進室	0857-20-0320
	国民健康保険脳ドック事業			
委任払い	国民健康保険高額療養費委任払い	国民健康保険料	保険年金課	0857-20-3482
資格の付与	競争入札参加資格認定 （建設工事等・物品の製造請負・購入など）	市税全般、消費税・地方消費税	検査契約課	0857-20-3148
	市営住宅入居者資格	市税全般	建築住宅課	0857-20-3291
融資の実施	中小企業小口融資	市税および国民健康保険料	経済・雇用戦略課	0857-20-3222
	小規模事業者融資	市税全般		
	経営安定支援借換資金			
	創業支援資金			
	新事業展開資金			
	中小企業経営安定化資金融資			
	中小企業取引安定化対策資金			
	「地産地消の店」支援資金			
	経営体質強化資金			
	地域経済変動対策資金			
	災害等緊急対策資金			
	経営再生円滑化借換特別資金			
	新規需要開拓設備資金			
	企業立地促進資金融資	市税全般	企業立地・支援課	0857-20-3223
法令による制限	介護保険給付	介護保険料	高齢社会課	0857-20-3452
	国民健康保険 被保険者証 （短期被保険者証の交付）	国民健康保険料	保険年金課	0857-20-3485
	高額療養費限度額適用認定証			0857-20-3482
	後期高齢者医療保険 被保険者証 （短期被保険者証の交付）	後期高齢者医療保険料		0857-20-3487
	後期高齢者医療高額療養費などの支給			
	給水停止	簡易水道料金	農村整備課	0857-20-3241
	給水停止	水道料金	水道局料金課	0857-53-7923

シリーズ じん@けん Vol.407

障がい者への差別解消を求めて

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 TEL 0857-20-3143 FAX 0857-20-3052

障がい者差別に関する相談はこちらまで
駅南庁舎障がい福祉課 TEL 0857-20-3474 FAX 0857-20-3406
中央人権福祉センター TEL 0857-24-8241 FAX 0857-24-8067

今年4月、「障害者差別解消法」が施行されます。多くの人が「障がいのある人を差別してはいけない」「障がいのある人への差別をなくしたい」と考えていると思いますが、具体的に何が差別にあたり、差別をなくすために何が求められるのかについて「障害者差別解消法」や「障害者権利条約」から考えます。

障害者差別解消法とは

2006年12月、「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）が国連において採択されました。この条約は、障がいのある人のために新しい権利を保障したものではなく、社会の一員として尊厳をもって生活することを目的としています。

日本では、まず障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立など、諸制度の改革を行いました。そして、2013年6月、差別を禁止する法律として「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（「障害者差別解消法」）が制定され（2016年4月1日施行）、条約を批准しました。この法律は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、人格と個性をお互いに尊重し合いながら共生する社会の実現、障がいを理由とする差別の解消を推進することをめざしています。

障害者差別解消法では、障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否することなどの「障がいを理由とする不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の2種類の差別を禁止しています。

求められる『合理的配慮』

例えば、階段のある駅のホームでエレベーターがなければ車いすを利用する人は電車に乗ることができません。また、耳の不自由な人が研修会に参加するときに、手話通訳や要約筆記がなければ、講演の内容を知ることができず、情報が保障されているとは言えません。これらは結果的にやりたいことが制限されている状況であり、社会参加をしたくてもできないということは、差別につながります。

障害者権利条約では、合理的配慮について「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は、行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されています。

つまり、建物の段差を解消したりスロープを設置することや、窓口で障がいのある人の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することが求められ、これらを提供しないことが差別にあたります。ただし、段差の解消やスロープの設置ができない場合には、移動の手助けをするなど、障がい者一人ひとりの状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担のかかりすぎない範囲で行うことが求められます。

このような合理的配慮はすでにいろいろなところで実践されていますが、注意したいのは、人を思いやって手を差し伸べてあげる思いやりとイコールではないということです。自分と同等の権利をもっているという感覚をもって接する合理的配慮をより一層広め、障がいへの理解を深めていくことが必要です。

障がいのある人が暮らしやすいまちは、誰もが暮らしやすいまちなのです。

●合理的配慮（例）

研修会などで手話通訳をつけたり、車いすを利用する人が乗り物に乗り降りするときの手助けをすることなどが求められます。

●障がいを理由とする不当な差別的取扱い（例）

障がいを理由として、サービスの提供や入店を拒否してはいけません。